

女性活躍推進法に基づく情報公開

2025年7月31日

株式会社甲府キンダイサービス

1. 女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供

◆労働者に占める女性労働者の割合

正規労働者	32.1%
非正規労働者	75.7%
全労働者	62.1%

◆【新設】男女の賃金の差異（男性の賃金に対する女性の賃金の割合）

正規労働者	79.1%
非正規労働者	100.1%
全労働者	84.2%

【付記事項】

▶対象期間 第50期事業年度（2024年8月1日～2025年7月31日）

▶非正規労働者：パート、アルバイトが該当

▶賃金：通勤手当を除く

▶女性の賃金の割合：小数点第2位以下を四捨五入、小数点第1位までを表示

2. 職業生活と家庭生活との両立

◆男女の平均継続勤務年数の差異

	男性	女性
正規労働者	12.6 年	10.2 年
非正規労働者	3.5 年	5.4 年
全労働者	8.6 年	6.2 年